

事業所内運搬に係わる実施計画変更申請について

2020年2月20日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

■ 目的

『東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子力施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則』の改正により事業所内運搬に係わる規定が明確化されるため、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係わる実施計画」に事業所内運搬に係わる運用の明確化を図る。

■ 変更箇所

変更箇所	補正内容
Ⅲ章 第3編 保安に係る補足説明	
3 放射線管理に係わる補足説明	
3.1.2 放射線管理	
3.1.2.2 基本方針	
3.1.2.3 発電所における放射線管理	核燃料物質に汚染された物の汚染管理に関する実施事項を追記

2.1 変更内容 ～変更比較表～

変更前	変更後
<p>3 放射線管理に係わる補足説明</p> <p>3. 1 放射線防護及び管理</p> <p>3. 1. 1 放射線防護</p> <p>(中略)</p> <p>3. 1. 2 放射線管理</p> <p>3. 1. 2. 1 概要</p> <p>3. 1. 2. 2 基本方針</p> <p>① 現存被ばく状況において、放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、今後、新たに設備を設置する場合には、遮へい設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。また、事故後、設置した設備においても、放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、必要な設備の改良を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>⑤ 原子炉施設の保全のために、管理区域を除く場所であって特に管理を必要とする区域を保全区域に設定して、立入りの制限等を行う。</p> <p>(現行記載なし)</p>	<p>3 放射線管理に係わる補足説明</p> <p>3. 1 放射線防護及び管理</p> <p>3. 1. 1 放射線防護</p> <p>(中略)</p> <p>3. 1. 2 放射線管理</p> <p>3. 1. 2. 1 概要</p> <p>3. 1. 2. 2 基本方針</p> <p>① 現存被ばく状況において、放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、今後、新たに設備を設置する場合には、遮へい設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。また、事故後、設置した設備においても、放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、必要な設備の改良を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>⑤ 原子炉施設の保全のために、管理区域を除く場所であって特に管理を必要とする区域を保全区域に設定して、立入りの制限等を行う。</p> <p>⑥ <u>核燃料物質によって汚染された物の運搬にあたっては、放射線業務従事者の防護及び発電所敷地外への汚染拡大抑制に努める。</u></p>

2.2 変更内容 ～変更比較表～

変更前	変更後
<p>3. 1. 2. 3 発電所における放射線管理 (1) 管理対象区域, 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域 (中略) (2) 管理対象区域内の管理 管理対象区域内については, 次の措置を講じる。 (中略) a. 線量等の測定 (中略) e. 作業管理 (中略) (現行記載なし)</p>	<p>3. 1. 2. 3 発電所における放射線管理 (1) 管理対象区域, 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域 (中略) (2) 管理対象区域内の管理 管理対象区域内については, 次の措置を講じる。 (中略) a. 線量等の測定 (中略) e. 作業管理 (中略) <u>f. 事業所内運搬</u> <u>核燃料物質によって汚染された物(資機材, 瓦礫等)を運搬する際は, 汚染を広げないよう養生等による汚染拡大抑制を図るとともに, 必要に応じて遮へい等による被ばく低減に努める。なお, これら汚染拡大抑制に関する措置について適宜確認して適正化を図る。</u></p>

3.1 変更内容の補足説明 ～明確化すべき範囲～

項目	実施計画の記載箇所	備考
核燃料物質の運搬		
新燃料の運搬	Ⅲ章 第1編 第34条	
使用済燃料の運搬	Ⅲ章 第1編 第37条 Ⅲ章 第2編 第86条	第37条：1～4号機 第86条：5/6号機
核燃料物質によって汚染された物の運搬		
放射性固体廃棄物の運搬	Ⅲ章 第1編 第38条 Ⅲ章 第2編 第87条	第38条：1～4号機 第87条：5/6号機
使用中の資機材の運搬 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器／設備類 ・ 保護衣・保護具類 ・ 工具類、車両 等々 	運搬時の措置について 明確な記載なし	
瓦礫等の運搬 <ul style="list-style-type: none"> ・ 瓦礫類 ・ 使用済保護衣等 ・ 伐採木等 ・ 水処理設備等で発生した廃棄物 		

■ 追記内容

核燃料物質によって汚染された物の運搬にあたっては、放射線業務従事者の放射線防護及び発電所敷地外への汚染拡大抑制に努める。

(考え方)

- 「核燃料物質」の運搬時の措置については、すでに認可済みであり、本変更では「核燃料物質によって汚染された物」を対象とする
- 構内で働く放射線業務従事者の被ばく低減の他、発電所敷地外の放射線安全を確実なものとするために汚染拡大抑制を行っており、その基本方針について上記の通り反映する

■ 追記内容

核燃料物質によって汚染された物（資機材，瓦礫等）を運搬する際は，汚染を広げないよう養生等による汚染拡大抑制を図るとともに，必要に応じて遮へい等による被ばく低減に努める。なお，これら汚染拡大抑制に関する措置について適宜確認して適正化を図る。

（考え方）

- 汚染拡大抑制、被ばく低減措置等の現場運用について反映。また、ALARAの原則に従って適宜確認するとともに、放射線管理計画の適正化を図っている旨、上記の通り反映する。